別記様式第2号

又は運搬手数料

一か月当たり

①　　 円 ②　　 円

③　　 円 ④　　 円

在宅寝たきり者等介護機器貸与許可(却下)通知書

年　　　月　　　日

（借受人）

様

和寒町長　　　　　　　　　㊞

　　年　　月　　日申請のありました介護機器の貸与は、許可（却下）します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使　用　者 | ふりがな |  | 生年月日 | 明・大・昭・平　年　月　日（　歳） | 性別 | 男・女 |
| 氏名 |  |
| 住　　 所　　和寒町字 |
| 貸与介護機器 | ①機器名 [　　　　　　　　　　　　　　]　台数[　　　　　台]②機器名 [　　　　　　　　　　　　　 ] 　台数[　　　　　台]③機器名 [　　　　　　　　　　　　　 ] 　台数[　　　　　台]④機器名 [　　　　　　　　　　　　　 ] 　台数[　　　　　台] |
| 貸与理由 | 1.貸 与　　　 2.試 用　　　3.その他（　　　　　　　　　　　　　 ） |
| 貸与期間 | 平 成　　年　　月　　日 から 平 成　　年　　月　　日 |
| 又は手数料貸与機器使用料 | ①円②円③円④円○運搬手数料　　　　円 | 手数料の納入使用料又は | ・使用料又は手数料は、9月と翌年3月に納入通知書を送付しますので納入下さい。ただし、途中で使用期限が終了するときはその都度納入していただきます。・1か月未満の使用料は、15日以内は2分の1、以上は1か月分とします。 |
| 却下理由 |  |

〈問い合わせ先〉

和寒町保健福祉課介護保険係（保健福祉センター内　電話 0165-32-2000番）

1 　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、和寒町に対して審査請求することができます。

2 　また、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、和寒町を被告として（訴訟において和寒町を代表する者は和寒町長となります。）、提起することができます。なお、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合を除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当の理由があるとき。

3 　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。